

産学連携学会 関西・中四国支部参加者についての取り扱い（案）

産学連携学会関西・中四国支部は、関西、中国、四国地方での産学連携活動に関して、地域が共有する課題を解決し産学連携の促進に向けて、産学連携の事例や研究成果について情報交換を行い、かつ、地域内の会員の交流を深めることを目的としていることから、産学連携学会非会員であっても参加することができる。

ただし、産学連携学会の会員と非会員であることを区別するため、産学連携学会関西・中四国支部の参加者について、以下の2種類に区別する。

1. 支部の構成員

産学連携学会支部・研究会規定第5条、第7条に従い、支部の構成員は関西、中国、四国地方を主な活動拠点とする産学連携学会員とする。

支部構成員は、支部総会の参加資格、及び、議決権を持つ。

2. 支部の準構成員

産学連携学会関西・中四国支部に参加する産学連携学会非会員とする。（産学連携学会支部・研究会規定第5条（5）に従う）

支部準構成員は、支部総会の参加資格、及び、議決権の両方を持たない。

以上